

役場へ報告に訪れた髙野さん(左から2番目)

村民の命、安全を守りつづけて

11月21日、秋の叙勲で瑞宝双光章を受章した元相馬地方消防本部次長・髙野孝一さん(前田・八和木)が村役場を訪れ、菅野村長に報告をしました。

高野さんは「多くの仲間と家族に支えられたおかげで、受章できた。これからも村のために尽力したい」と喜びを語りました。

南相馬消防署飯舘分署からのお知らせ

あなたのお家にはありますか? 住宅用火災警報器

平成30年11月に小野町で7人が犠牲になった住宅火災では、住宅用火災警報器が設置されていなかったとみられています。住警器は平成23年に原則として全ての住宅への設置が義務化されていますが、福島県内の住警器の設置率は、全国でも低い状況です。

住警器を設置することで、就寝中や人がいない場所で火災が発生してもすぐに気づくことができ、初期消火や早期避難につながり、火災から命を守ることができます。

全ての寝室に住宅用火災警報器の設置を!



・・・取り付けが義務付けられているところ・・・取り付けをおすすめするところ

万が一のために、定期的な点検をしましょう 正常な場合は? 正常な場合は? 正常を知らせずるメッセージまたは火災養務者が繰ります。 としてしてしてしているか、ご園袋ください。 されでも構らない場合は、「電池切れ」が「機器本体の 故場」です。取扱設明書をご覧ください。

住宅用火災警報器には、

「単独型」と「連動型」があります。

○**単独型**:火災を感知した住宅 用火災警報器だけが警報を発し ます。

○連動型:火災を感知した住宅 用火災警報器だけでなく、連動 設定を行っているすべての住宅 用火災警報器が火災信号を受け 警報を発します。なお、連動型に は、配線によるものと無線式のも のがあります。

新たに設置する場合及び本体交換(10年目安)の際は、連動型をお勧めします。

農地の取得要件(下限面積・別段の面積)が緩和されました

農地を売買・贈与する場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。 許可基準のひとつに、受け手の許可後の耕作面積(経営面積)が「原則として、北海道2へ クタール以上、都道府県50アール以上になること」という規定があります。

これは、経営面積が小さいと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

この農地の経営面積の最小値(下限面積・別段の面積)について、農地法の改正に伴い、農業委員会で定めることができるようになりました。

本村は、原発事故による全村避難が長期間となり、避難指示が解除された現在においては、 人口の1割程度しか帰村していないことから、これから、高齢化や担い手不足等から今後遊 休農地や耕作放棄地が増加し、農村の荒廃が懸念されています。

これらのことから、農業の担い手 (新規参入者) の創出と農地の有効利用を図るため、別 段の面積(下限面積)を下記のとおり変更しました。

設定区域	別段の面積	設定基準
飯舘村全域	10 アール	17条第1項
宅地等に付随 した農地	1アール	17条第2項



ご注意!

農地の取得には、農地法に基づく農業委員会の許可が必要になります。詳しくは、 農業委員会事務局にお問い合わせください。

問 農業委員会事務局 (☎ 0244-42-1629)

大切な一票を守ります 飯舘村選挙管理委員会

9月議会において、任期満了による飯舘村選挙管理委員会委員の議会選挙が行われ、再選を含む4人の方が当選しました。今回、当選された委員の任期は平成34年10月4日までです。(敬称略)



委員長
伊東利
(関沢)



委員長職務代理者 赤石澤 富夫 (大久保·外内)



委員 佐藤和枝 (前田)



€員 **今野やよい** (関沢)